

岩手県選挙管理委員会規程第2号

岩手県選挙管理委員会事務局出張所規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

岩手県選挙管理委員会事務局出張所規程の一部を改正する規程

岩手県選挙管理委員会事務局出張所規程（昭和55年岩手県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																	
<p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第1条 岩手県選挙管理委員会規程（昭和55年岩手県選挙管理委員会規程第1号）第18条の規定により設置する事務局出張所（以下「出張所」という。）の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県選挙管理委員会事務局花巻出張所</td> <td style="text-align: center;">花巻市</td> <td style="text-align: center;">花巻市 遠野市</td> </tr> <tr> <td>岩手県選挙管理委員会事務局北上出張所</td> <td style="text-align: center;">北上市</td> <td style="text-align: center;">北上市 和賀郡</td> </tr> <tr> <td>岩手県選挙管理委員会事務局奥州出張所</td> <td style="text-align: center;">奥州市</td> <td style="text-align: center;">奥州市 胆沢郡</td> </tr> <tr> <td>岩手県選挙管理委員会事務局一関出張所</td> <td style="text-align: center;">一関市</td> <td style="text-align: center;">一関市 西磐井郡 東磐井郡</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 出張所は、次の事務を処理する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 市町村選挙管理委員会の<u>指導連絡</u>に関すること。</p> <p>(職)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 所長は<u>広域振興局長、広域振興局総合支局長又は地方振興局長</u>を、副所長は<u>広域振興局総務部長、広域振興局総合支局地域支援部長又は地方振興局企画総務部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 書記は、<u>所長</u>の命を受け、事務に従事する。</p>	名 称	位 置	所管区域	[略]			岩手県選挙管理委員会事務局花巻出張所	花巻市	花巻市 遠野市	岩手県選挙管理委員会事務局北上出張所	北上市	北上市 和賀郡	岩手県選挙管理委員会事務局奥州出張所	奥州市	奥州市 胆沢郡	岩手県選挙管理委員会事務局一関出張所	一関市	一関市 西磐井郡 東磐井郡	[略]			<p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第1条 岩手県選挙管理委員会規程（昭和55年岩手県選挙管理委員会規程第1号）第18条の規定により設置する事務局出張所（以下「出張所」という。）の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県選挙管理委員会事務局県南出張所</td> <td style="text-align: center;">奥州市</td> <td style="text-align: center;">花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 出張所は、次の事務を処理する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 市町村選挙管理委員会との<u>連絡調整</u>に関すること。</p> <p>(職及び職務)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 所長は<u>広域振興局経営企画部長（県南広域振興局にあつては、総務部長）又は経営企画部地域振興センター所長</u>を、副所長は<u>広域振興局経営企画部（県南広域振興局にあつては、総務部）又は経営企画部地域振興センターの総務課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 <u>所長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、出張所の事務を掌理する。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 書記は、<u>上司</u>の命を受け、事務に従事する。</p>	名 称	位 置	所管区域	[略]			岩手県選挙管理委員会事務局県南出張所	奥州市	花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡	[略]		
名 称	位 置	所管区域																																
[略]																																		
岩手県選挙管理委員会事務局花巻出張所	花巻市	花巻市 遠野市																																
岩手県選挙管理委員会事務局北上出張所	北上市	北上市 和賀郡																																
岩手県選挙管理委員会事務局奥州出張所	奥州市	奥州市 胆沢郡																																
岩手県選挙管理委員会事務局一関出張所	一関市	一関市 西磐井郡 東磐井郡																																
[略]																																		
名 称	位 置	所管区域																																
[略]																																		
岩手県選挙管理委員会事務局県南出張所	奥州市	花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡																																
[略]																																		

(事務処理の代決及び専決)

第4条 所長が不在のときは、副所長がその事務を代決する。

2 副所長が不在のときは、軽易又は定例的な事項に限り、所長があらかじめ指定する書記が副所長の処理すべき事務を代決する。

3 代決者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、代決することができない。

(1) 事の重大又は異例に属するとき。

(2) 紛議論争があるとき、又は処理の結果紛議論争を生ずるおそれがあるとき。

4 次項の専決事項であっても、前項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、専決することができない。

5 所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 職員の事務分担に関すること。

(2) 所長及び副所長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(3) 所長及び副所長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(4) 法令の規定により委員会に対して行う報告、通知、届出、申出、申立て、申請等（これらの受理を含む。以下同じ。）及び協議に関すること（県議会議員の選挙の場合に限る。）。

(5) 法令の規定により委員会が行う報告、通知、告知、検印、交付、確認及び閲覧させる行為並びに協議に関すること（県議会議員の選挙の場合に限る。）。

(6) 法令の規定により委員会が行うくじに関すること（県議会議員の選挙の場合に限る。）。

(7) その他前各号に準ずる事項

6 副所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 職員（所長及び副所長を除く。以下同じ。）の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(3) 軽易な広報宣伝の実施に関すること。

(4) 事実の証明に関すること。

(5) 照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等（前項第4号及び第5号に係るものを除く。）に関すること。

(6) 行政文書の開示の決定に関すること。

(7) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関すること。

(公印)

第4条 所長の公印は、次のとおりとし、所長が管守する。

岩手県選挙
管理委員会
事務局盛岡
出張所長

岩手県選挙
管理委員会
事務局花巻
出張所長

岩手県選挙
管理委員会
事務局北上
出張所長

岩手県選挙
管理委員会
事務局奥州
出張所長

岩手県選挙
管理委員会
事務局一関
出張所長

岩手県選挙
管理委員会
事務局大船
渡出張所長

岩手県選挙
管理委員会
事務局釜石
出張所長

岩手県選挙
管理委員会
事務局宮古
出張所長

岩手県選挙
管理委員会
事務局久慈
出張所長

岩手県選挙
管理委員会
事務局二戸
出張所長

印材 つげ
大きさ 方21ミリメートル

2 [略]

(印影の印刷)

第5条 [略]

(8) その他前各号に準ずる事項

(公印)

第5条 所長の公印は、次のとおりとし、所長が管守する。

岩手県選挙
管理委員会
事務局盛岡
出張所長

岩手県選挙
管理委員会
事務局県南
出張所長

岩手県選挙
管理委員会
事務局大船
渡出張所長

岩手県選挙
管理委員会
事務局釜石
出張所長

岩手県選挙
管理委員会
事務局宮古
出張所長

岩手県選挙
管理委員会
事務局久慈
出張所長

岩手県選挙
管理委員会
事務局二戸
出張所長

印材 つげ
大きさ 方21ミリメートル

2 [略]

(印影の印刷)

第6条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。